

生命共済制度のお申込みおよび保険金・給付金のご請求について

会員事業所様へ (必ずお読みください。)

- 加入申込(または脱退)がございましたら、連合会または各協同組合事務局にご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- 下記の書類が送付されている事業所様は、添付の書類に事業所名(ゴム印可)・事業所印を押印のうえ、連合会へご提出願います。(保険金額変更申込書にはご加入者様の捺印も必要です。)・・・別便にて該当の事業所様に送付しております。
 - ・今回の更新で加入制限年齢(75歳)を超える方・・・脱退通知書を添付いたしております。
 - ・今回の更新で年齢による保険金減額となる方・・・保険金額変更申込書を添付いたしております。
(65歳6ヵ月を超える方のご加入は3口限度となります。)
- ご加入内容に変更のない場合は特にお手続きの必要はありません。自動更新となります。
- 前回更新日(令和5年12月1日)から現在までの間の保険金・給付金のご請求をお忘れでないかを、必ずご確認ください。
万が一ご請求をお忘れの保険金・給付金がございましたら、直ちに連合会または協同組合までご連絡ください。
令和6年11月末までにご請求のお申出がない場合、保険金・給付金がお支払できない場合がございますのでご注意ください。

以 上

Form No.0D2540(12.0)